

栃木県北部・中部エリアにおける電源接続案件募集プロセス 募集要領

平成27年12月25日

東京電力株式会社

平成28年4月、東京電力は生まれ変わります。



本募集要領で使用する用語は、特に定義しない限り、電気事業法その他の関係法令ならびに電力広域的運営推進機関の定款、業務規程および送配電等業務指針における用語と同一の意味を有するものいたします。

目 次

1	電源接続案件募集プロセスの概要	1
2	電源接続案件募集プロセスの流れ	4
3	工事費負担金について	15
4	工事費負担金の補償契約について	18
5	工事完了後の新規発電設備連系における入札対象設備の精算について	19
6	辞退の手続について	20
7	その他	21

(別紙 1) 対象設備、対策工事内容

(別紙 2) 募集対象エリア

(別紙 3) 電源接続案件募集プロセスの流れ

(別紙 4) 提出・問合せ先（窓口）

(別紙 5) 電源接続案件募集プロセスの成否等について

(別紙 6) 入札において新旧費用負担ルール適用者が混在する場合の系統連系優先順位決定方法等について

(別紙 7) 旧費用負担ルール適用者と新費用負担ルール混在時における入札対象工事以外の工事費負担金の算定方法（補足）

(様式 1) 応募申込書

(様式 2-1) 入札書

(様式 2-2) 入札申込書

(様式 3-1) 共同負担意思確認書（共同負担の意思がある場合）

(様式 3-2) 共同負担意思確認書（共同負担の意思がない場合）

(様式 4) 辞退書

1 電源接続案件募集プロセスの概要

- ・当社は、系統連系希望者からの電源接続案件募集プロセス開始申込みを受けたことを踏まえ、平成27年10月27日に電源接続案件募集プロセスを開始いたしました。つきましては、本募集要領（平成27年12月25日公表）により、次のとおり、系統連系希望者の特定負担^{*1}となる工事費負担金を共同負担する電源を募集します。

※1 特定負担とは、工事費総額のうち系統連系希望者が負担する工事費のことを示します。

1. 1 共同負担者募集の対象となる入札対象工事の概要

(1) 対象設備および対策工事内容（別紙1）

- ・154kV栃山線開閉所 新設工事
- ・新栃木変電所500/154kV変圧器 増設工事

(2) 工事費用

工事費総額 約3,620百万円（土地代約140百万円含む）

新費用負担ルール^{*2}における工事費用

特定負担 約140百万円（なお、一般負担^{*3} 約3,340百万円）

（参考）系統連系希望者がすべて旧費用負担ルール^{*4}適用者^{*5}の場合における工事費用

特定負担 約3,480百万円

※2 新費用負担ルールとは、国の「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」（平成27年11月6日、資源エネルギー庁。以下「費用負担ガイドライン」といいます）のことを示します。

※3 一般負担とは、特定負担以外の工事費のことを指し、託送費を通じて広くお客さまにご負担いただく費用となります。

※4 旧費用負担ルールとは、費用負担ガイドライン公表前の費用負担ルールのことを示します。

※5 旧費用負担ルール適用者とは、費用負担ガイドライン公表前に接続契約の申込みを行った系統連系希望者のうち、後述する手続により、旧費用負担ルールを適用する系統連系希望者のことを示します。

(3) 工事完了予定時期^{*6}

電源接続案件募集プロセス完了時から約4年9か月後（平成33年度目途）

※6 実際の工事完了時期は、募集スケジュール、対策工事に伴う用地交渉、工期の変更等により当初の予定から変動する可能性があります。

(4) 対策工事による効果

対象設備の系統連系可能量が約107万kW増加

1. 2 募集する容量

- ・募集エリア全体で107万kWを募集します。
- ・エリア区分ごとの募集規模は次表のとおりです。エリア区分の詳細は別紙2を参照下さい。

募集エリア	主な対象地域	募集容量
小エリア		
	宇都宮市の一部、栃木市の一部、鹿沼市の一部、日光市の一部、真岡市の一部、大田原市の一部、矢板市の一部、那須塩原市の一部、さくら市の一部、那須烏山市の一部、下野市の一部、河内郡の一部、芳賀郡の一部、下都賀郡の一部、塩谷郡の一部、那須郡の一部	合計 107万kW
エリアⅠ	日光市の一部、大田原市の一部、矢板市の一部、那須塩原市の一部、さくら市の一部、那須烏山市の一部、塩谷郡の一部、那須郡の一部	35万kW
エリアⅡ	宇都宮市の一部、鹿沼市の一部、日光市の一部、塩谷郡の一部	5万kW
エリアⅢ	矢板市の一部、さくら市の一部、那須烏山市の一部、芳賀郡の一部、塩谷郡の一部、那須郡の一部	6万kW

※7 募集エリアのうち、エリアⅠ、Ⅱ、Ⅲに示す地域に系統連系が集中した場合は、入札対象設備の増強工事のほかに長期間に亘る対策工事（約10～15年）が必要となる場合があります。そのため、エリアⅠ、Ⅱ、Ⅲを小エリアとして募集容量を設定いたします。

1. 3 共同負担を募集する電源

- ・別紙2のエリア内において、高圧又は特別高圧の送電系統に連系して電力を流入する発電設備等^{※8}

※8 同一事業地における50kW以上の設備を50kW未満の設備に分割したFIT電源を含みます。

1. 4 留意事項

- ・発電設備等の連系等には入札対象工事以外の対策工事も必要となります。
- ・発電設備等の連系等に必要となる工事費負担金（概算）は、接続検討および再接続検討の回答においてお示しします。
- ・応募容量が大幅に募集容量を下回る場合等、応募状況により、対策規模を変更することがあります。その場合は、接続検討回答時の際にご連絡いたします。

1. 5 電源接続案件募集プロセススケジュール※⁹

H27. 10. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・電源接続案件募集プロセス開始の決定
H27. 12. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・募集要領の公表
H28. 1. 12 1. 26, 29	<ul style="list-style-type: none"> ・応募の受付開始 ・説明会の開催
H28. 2. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・応募の受付締切 ・応募書類の内容確認（受領後速やかに）
H28. 2. 19頃	<ul style="list-style-type: none"> ・接続検討の開始
H28. 5月中旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・接続検討結果の回答 ・入札の受付開始
H28. 6月上旬頃 ～中旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・入札の受付締切 ・入札保証金の振込み期限（開札日の前日を予定） ・開札 ・優先系統連系希望者の決定（必要により抽選） ・再接続検討の開始
H28. 8月中旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・再接続検討結果の回答
H28. 8月下旬頃 ～10月上旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・再接続検討の結果を踏まえた共同負担意思の確認 ・工事費負担金補償契約の締結 ・電源接続案件募集プロセスの完了 ・電源接続案件募集プロセスの結果公表

※⁹ スケジュールについては、応募の状況等により変更となる可能性があります。

2 電源接続案件募集プロセスの流れ（別紙3参照）

2. 1 応募の申込み（接続検討の申込み）

（1）応募申込書の提出

a 提出書類

- ・応募申込書（様式1）
- ・添付書類（2. 1（2）参照）

b 提出方法

- ・応募書類を持参または郵送にて提出してください。ただし、郵送の場合、簡易書留等の配達記録が残る方法にて提出してください。応募書類を受領いたしましたら、当社から受付番号を記載した写しを返送いたします。

c 提出先

- ・別紙4の窓口にご提出ください。

d 応募期間

- ・応募期間：平成28年1月12日（火）～平成28年2月12日（金）
（郵送の場合、平成28年2月8日（月）までの消印を有効とします）
- ・受付時間：9時～12時および13時～17時
（ただし、土・日・祝日を除く）

e 提出部数

- ・1部

（2）添付書類等

a 接続検討関係書類等

- ・接続検討申込書^{※10}
- ・検討料（20万円＋消費税等相当額）^{※11 ※12}

※10 次に該当する場合は、次の資料で代替することが可能です。

- ・接続検討申込済みで回答未受領（未回答）の場合：申込済みの接続検討申込書の写し
- ・接続検討の回答を受領済みの場合：接続検討回答書の写し

※11 接続検討申込済みで回答未受領（未回答）の応募者については、検討料を不要とします。ただし、電源接続案件募集プロセスにおいて接続検討を行うことから、申込済みの接続検討に対し、個別に回答はいたしません。

※12 応募書類を受領後に検討料の請求書を送付いたしますので、指定の口座に応募締切日までにお振込みください。

b 契約関係書類等

- ・国が発行する設備認定通知書の写し^{※13}（ただし、FIT電源の場合に限る）

- ・旧費用負担ルールによる工事費負担金算定を希望される応募者は、以下の①または②の書類も併せて提出（2. 1（3）参照）

- ① 申込済みの契約申込書の写し
- ② F I T法に係る告示に規定する接続申込書の写し

※13 F I T電源（平成25年度までに認定を受けた、同一事業地における50kW以上の設備を50kW未満の設備に分割したものを含む）の場合に必要となります。応募時に認定通知書の写しをご提出できない場合には、設備認定後、特定契約申込みまでにご提出いただく必要があります。

（3）申込済みの契約申込み等の取扱い

- ・電源接続案件募集プロセスは、工事費負担金を単独負担することを前提とした通常の契約申込みと異なり、工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続です。
- ・そのため、電源接続案件募集プロセスに応募した場合、原則として、申込み済みの契約申込みおよびF I T法に係る告示に規定する接続申込み（以下「契約申込み等」といいます）は取り下げたもの（無効）とみなします。その場合、応募者の工事費負担金算定においては、原則として、新費用負担ルールが適用されます。
- ・ただし、費用負担ガイドライン公表前に契約申込み等をされた応募者の場合は、入札時に入札書（様式2-1）の「5. 契約申込み等の維持の希望」において、「申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を希望」を選択することで、契約申込み等を維持することが可能です。なお、その場合は旧費用負担ルールが適用されます。
- ・なお、費用負担ガイドライン公表前に契約申込み等をされた応募者の場合は、応募時に応募申込書（様式1）の「6. 旧費用負担ルールにおける工事費負担金算定の希望」において、「新費用負担ルールに加えて旧費用負担ルールにおける工事費負担金算定を希望」を選択することで、接続検討回答において新費用負担ルールおよび旧費用負担ルールにおける工事費負担金算定額を回答します。

（4）留意事項

- ・1発電地点を1申込みとします。
- ・原則として、応募締切後の応募書類の変更は認めません。
- ・当社から追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ・応募申込書類に不備がある場合（発電地点や受電地点が不明確な場合等）は応募申込書類の補正を求める場合があります。
- ・応募の締切りまでに応募申込書類の補正がなされない場合または検討料のお振込みがなされない場合は、原則として、応募を無効とします。

- ・応募容量が当社の想定を著しく上回り、系統増強規模の拡大が望ましい場合には、募集容量を見直した上で、再度、募集を実施することがあります。
- ・応募容量が募集容量を著しく下回った場合等において、募集要領に記載した対策工事の内容では電源接続案件募集プロセスが成立する蓋然性が低いと考えられる場合は、系統増強規模を縮小し、対策工事の内容を変更することがあります。
なお、その場合には、接続検討回答時にご連絡いたします。
- ・応募者から提出を受けた資料は電源接続案件募集プロセスの遂行以外の目的で使用いたしません。また、同資料については、電源接続案件募集プロセスの成立・不成立にかかわらず返却いたしません。

2. 2 接続検討の実施

- ・応募の締切後、応募申込書類に基づき、すべての応募（接続検討回答済みのものも含む）について、接続検討を行います。

2. 3 接続検討結果の回答

- ・接続検討の結果は、原則として、接続検討開始日から3か月以内に回答いたします。
- ・応募者に対しては、接続検討の回答時に、応募受付件数と応募容量をお知らせいたします（別紙5参照）。

2. 4 入札

(1) 入札手続

- ・接続検討の回答後、入札を希望する応募者は、入札対象工事に関する工事費負担金として、入札負担金単価を記載した入札書を入札締切日までに提出してください。
- ・入札における最低負担金単価は、以下の通り設定することを基本とし、接続検討回答時に通知いたします。

○新費用負担ルール適用者

新費用負担ルールにおける工事費用の特定負担額を募集容量で除した単価

○旧費用負担ルール適用者

「新費用負担ルール適用者の最低負担金単価」に「新費用負担ルールにおける一般負担単価（新費用負担ルールにおける工事費用の一般負担額を募集容量で除した単価）」を加算した単価

なお、参考値として、1. 1 (1) に示す入札対象工事を実施する場合、新費用負担ルール適用者の最低負担金単価は1 4 0 円／kW、旧費用負担ルール適用者の最低負担金単価は3, 2 6 0 円／kWとなります。

応募状況を踏まえて対策規模を変更する場合等の最低負担金単価は、これらと異

なる場合があります。

- ・入札負担金単価の最小単位は1円/kWといたします。

a 提出書類

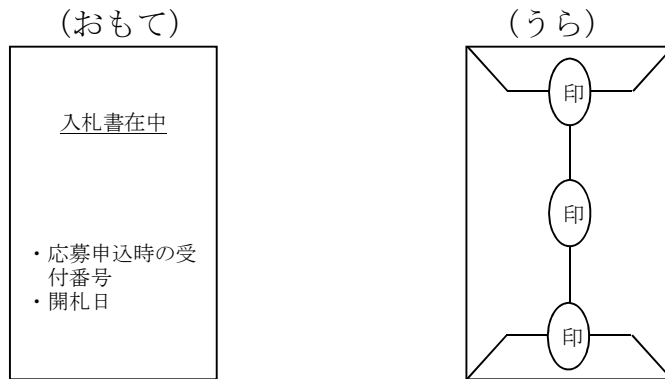
- ・入札書（様式2-1）
- ・入札申込書（様式2-2）

b 提出方法

- ・封筒は、次のとおり中封筒と外封筒の二重封筒としてください。

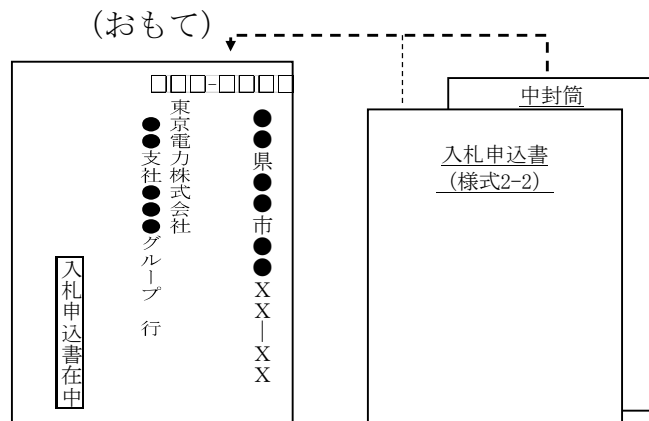
(a) 中封筒

入札書（様式2-1）を封入のうえ、封印してください。また「入札書在中」と表記するとともに「応募申込時の受付番号」および「開札日」を記載してください。



(b) 外封筒

入札書（様式2-1）を封入した中封筒と入札申込書（様式2-2）を入れ、「入札申込書在中」と記載の上、封緘してください。



- ・持参または郵送にて提出してください。ただし、郵送の場合、簡易書留等の配達記録が残る方法にて提出してください。

なお、郵送の場合も含め、入札締切日必着とします。

- ・押捺する印は、応募申込書（様式1）と同一としてください。

- ・当社は、外封筒を開封し、必要事項を確認の上、受領証を発行いたします。
- c 提出先
- ・ 2. 1 (1) cと同じ
- d 入札期限
- ・平成28年6月頃（応募者には接続検討の回答時に別途お知らせいたします）
- e 提出部数
- ・ 1部
- f 留意事項
- ・以下の場合には系統連系希望者の入札が無効となります。なお、その場合には、通知の上、入札保証金（2. 4 (2) 参照）を返金いたします。
 - （a）記名押捺がないもの
 - （b）意思表示の内容が不明確なもの
 - （c）提出書類に虚偽の記載があるもの
 - （d）入札保証金の振込みがない、または、不足しているもの
 - ・電源接続案件募集プロセスの応募者以外に入札できません。
 - ・入札締切後は入札負担金単価の変更はできません。
 - ・応募者が締切日までに入札の手続をされない場合には、本プロセスを辞退したものとし、応募者が行ったすべての行為（接続検討の申込み、契約申込み（FIT法に係る告示に規定する申込み、同時申込みを含む）、応募等）を無効といたします。
 - ・費用負担ガイドライン公表前に契約申込み等を行った応募者が、申込み済みの契約申込み等を維持して旧費用負担ルールの適用を希望される場合は、入札書（様式2-1）の「5. 契約申込み等の維持の希望」において「申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を希望」を選択してください。なお、応募時に、応募申込書（様式1）の「6. 旧費用負担ルールにおける工事費負担金算定の希望」において「新費用負担ルールに加えて旧費用負担ルールにおける工事費負担金算定を希望」を選択していない場合は、併せて必要書類（2. 1 (2) 参照）を提出してください。
 - ・上記の選択がないものについては、申込み済みの契約申込み等は取り下げたものとみなし、新費用負担ルールを適用します。
 - ・費用負担ガイドライン公表前に契約申込み等を行った応募者における旧費用負担ルールの適用については、原則として、入札以降、適用する費用負担ルールの変更は認めませんのでご注意ください。

(2) 入札保証金

a 入札保証金額

- ・入札にあたっては、次の①または②のいずれか高い方の金額を入札保証金としてご入金ください。

① 入札負担金単価 [円/kW] × 最大受電電力 [kW] × 5%
+ 消費税等相当額

② 20万円 + 消費税等相当額

- ・入札保証金は1円単位とし、1円未満の端数は切り捨ててください。

b 振込み方法と期限

- ・入札保証金は振込み期限までにお振込みください。なお、振込手数料は入札者負担とします。
- ・振込み方法および期限については、接続検討の回答と併せてご案内します。
- ・振込み期限までに入札保証金のお振込みがない場合、または、入札保証金が不足する場合は、原則として、入札は無効とし、応募者が行ったすべての行為（接続検討の申込み、契約申込み（FIT法に係る告示に規定する申込み、同時申込みを含む）、応募等）を無効といたします。

c 入札保証金の取扱い

- ・入札保証金の取扱いは、以下のとおりといたします。

(a) 優先系統連系希望者の入札保証金

ア 電源接続案件募集プロセスが成立した場合

- ・当該優先系統連系希望者が負担する工事費負担金に充当する。

イ 電源接続案件募集プロセスが不成立であった場合

- ・電源接続案件募集プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金する。

(b) 優先系統連系希望者とならなかった系統連系希望者（以下「非優先系統連系希望者」といいます）の入札保証金

- ・電源接続案件募集プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金する。

- ・上記にかかわらず、入札者が電源接続案件募集プロセスを辞退した場合（同プロセスの辞退については6参照）は、次の場合を除き、入札保証金を没収いたします。

(a) 再接続検討の回答における工事費負担金（入札対象工事を除く）が、接続検討の回答における提示額（入札対象工事を除く）を超過することを理由に辞退した場合

(b) 天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力によって電源接続案件募集プロセスを辞退せざるを得なくなった場合^{※14}

- ・ 入札者から没収した入札保証金の取扱いは、以下のとおりといたします。
 - (a) 電源接続案件募集プロセスが成立した場合
 - ・ 入札対象工事に要する工事費〔特定負担分〕(以下「入札対象工事費」といいます)に充当する。
 - (b) 電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合
 - ・ 電源接続案件募集プロセスの完了後、入札申込書(様式2-2)に記載の口座に返金する。
- ・ 入札保証金を返金する際に利息は付しません。また、返金に伴う振込手数料は入札者負担とします。

※14 当社は、必要に応じて、電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」といいます)の助言を求めた上で、本項の適用について判断いたします。

2. 5 開札および優先系統連系希望者の決定

(1) 開札

- ・ 開札は、広域機関の立会いのもと、当社のネットワークサービスセンターにて、公正に実施します。

(2) 優先系統連系希望者の決定

- ・ 入札者の連系等の優先順位(以下「系統連系優先順位」といいます)は、入札負担金単価が高い順に決定^{※15}し、各エリアごとに募集容量の範囲内の系統連系優先順位の入札者を優先系統連系希望者とします(別紙5参照)。ただし、連系等の見通しが見つからない系統連系希望者についてはこの限りではありません。
- ・ 優先系統連系希望者が連系等を希望しないこと等により、系統連系優先順位が繰り上がり、非優先系統連系希望者が優先系統連系希望者になることがあります。
- ・ 同一の入札負担金単価の入札者間の系統連系優先順位は、原則として、抽選により決定します。抽選は、広域機関の立会いのもと、当社のネットワークサービスセンターにて、公正に実施します。

※15 新費用負担ルール適用者と旧費用負担ルール適用者の入札があった場合、双方の費用負担ルールが異なるため、旧費用負担ルール適用者と新費用負担ルール適用者の入札額を単純に比較することは適当ではありません。そこで、入札者に新旧の費用負担ルール適用者が混在する場合は、入札額を補正した額にて系統連系優先順位を決定します。(別紙6参照)

(3) 電源接続案件募集プロセスの成立条件（別紙6参照）

- ・電源接続案件募集プロセスの成立条件は募集エリア全体で以下を満たす場合とします。

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} \geq \textcircled{4}$$

- ①：優先系統連系希望者のうち新費用負担ルール適用者の「入札負担金単価×最大受電電力」の合計
- ②：優先系統連系希望者のうち旧費用負担ルール適用者の「補正後単価^{※16}×最大受電電力」の合計
- ③：没収された入札保証金の合計
- ④：新費用負担ルールにおける特定負担額^{※17}

※16 補正後単価＝「旧費用負担ルール適用者の入札負担金単価」－「新費用負担ルールにおける一般負担単価」

※17 新費用負担ルールにおける一般負担額が、広域機関が指定する基準額（以下「一般負担の上限額」といいます）を超過する場合、その超過額も特定負担となります。

(4) 開札後の通知

- ・開札の結果、電源接続案件募集プロセスの成立条件を満たしている場合は、入札者に対して次の内容を通知します。
 - a 優先系統連系希望者
 - ・優先系統連系希望者である旨
 - b 非優先系統連系希望者
 - ・非優先系統連系希望者である旨および優先系統連系希望者が本プロセスを辞退した場合等には、優先系統連系希望者となる可能性がある旨

(5) 電源接続案件募集プロセスの不成立

- ・優先系統連系希望者の入札負担金が電源接続案件募集プロセスの成立条件を満たさない場合は、原則として^{※18}、その時点で電源接続案件募集プロセスは不成立とし、その旨を入札者に通知します。この場合、電源接続案件募集プロセスにおいて、系統連系希望者が行ったすべての行為（接続検討の申込み、契約申込み（FIT法に係る告示に規定する接続申込み、同時申込みを含む）、応募、入札等）は無効となります。

※18 対策規模を縮小させる等により、電源接続案件募集プロセスの成立を図ることがあります。

(6) 留意事項

- ・発電地点が重複する優先系統連系希望者が確認された場合、当該優先系統連系希望者にその状況をお知らせしますので、他の重複する優先系統連系希望者や土地

所有者等と調整を行ってください^{※19}。仮に調整ができず、系統連系の見通しが見つからない場合には、電源接続案件募集プロセスを辞退したものとして取り扱い、他の系統連系希望者を優先させることがあります。なお当社は、かかる調整に関する仲介・あっせんを行いません。また、当社は、諸契約締結後でも、発電地点が重複することにより発生した損害は補償いたしません。

※19 調整のため、重複している優先系統連系希望者の連絡先をお伝えすることがあります。

2. 6 再接続検討の実施

- ・当社は、優先系統連系希望者の決定後、系統連系優先順位に基づき、すべての優先系統連系希望者について再接続検討を実施します。

2. 7 再接続検討の結果の回答

- ・再接続検討の結果を優先系統連系希望者に回答いたします。

2. 8 共同負担意思の確認

- ・優先系統連系希望者は、再接続検討の回答内容をご確認の上、原則として、回答書の発送日から15営業日以内に、工事費負担金を共同負担した上で連系等を希望するか否かを、共同負担意思確認書（様式3-1または様式3-2）をもってご回答ください。
- ・優先系統連系希望者が、工事費負担金の共同負担意思が無く、連系等を希望しない場合には、電源接続案件募集プロセスを辞退したものとして取り扱います。この場合、入札保証金を没収し、系統連系希望者が行ったすべての行為（接続検討の申込み、契約申込み（FIT法に係る告示に規定する接続申込み、同時申込みを含む）、応募、入札等）を無効といたしますので、ご注意ください（2.4（2）c参照）。
- ・上記期限内に共同負担意思確認書（様式3-1または様式3-2）を提出いただけない場合は、正当な理由がない限り、工事費負担金の共同負担意思が無く、連系等を希望しないものとして取り扱います。この場合、入札保証金を没収し、系統連系希望者が行ったすべての行為（接続検討の申込み、契約申込み（FIT法に係る告示に規定する接続申込み、同時申込みを含む）、応募、入札等）を無効といたします。
- ・優先系統連系希望者が、工事費負担金の共同負担意思が無く、連系等を希望しない場合には、当該優先系統連系希望者を控除した上で、再度、系統連系優先順位を決定し、再接続検討を実施いたします。この場合、影響を受ける優先系統連系希望者および繰り上がりで優先系統連系希望者となる非優先系統連系希望者がいる場合には、当該系統連系希望者にその旨を連絡いたします。
- ・すべての優先系統連系希望者から工事費負担金の共同負担の意思があり、連系等を

希望することを確認できた場合に工事費負担金の額が確定するものとします。

- ・一部またはすべての優先系統連系希望者が、工事費負担金の共同負担意思が無く、連系等を希望しなかったことにより、電源接続案件募集プロセスの成立条件を満たさなくなった場合は、原則として^{*18}、その時点で電源接続案件募集プロセスは不成立とし、その旨を入札者に通知いたします。この場合、電源接続案件募集プロセスにおいて、系統連系希望者が行ったすべての行為（接続検討の申込み、契約申込み（F I T法に係る告示に規定する接続申込み、同時申込みを含む）、応募、入札等）は無効となります。

2. 9 工事費負担金補償契約の締結

- ・工事費負担金が確定した場合は、優先系統連系希望者には、工事費負担金の確定日から、原則として、10営業日以内に当社との間で当社が定める工事費負担金補償契約を締結していただきます。
- ・上記期限内に工事費負担金補償契約を締結していただけない場合は、正当な理由がない限り、工事費負担金の共同負担意思が無く、連系等を希望しなかったものとして取り扱います。この場合、2. 8のとおり、電源接続案件募集プロセスを辞退したものとして取り扱い、入札保証金を没収し、系統連系希望者が行ったすべての行為（接続検討の申込み、契約申込み（F I T法に係る告示に規定する接続申込み、同時申込みを含む）、応募、入札等）を無効といたしますので、ご注意ください。
- ・一部または全部の優先系統連系希望者が工事費負担金補償契約を締結しない場合、2. 8の工事費負担金の確定は無効とし、再度、工事費負担金を算定いたします。

2. 10 電源接続案件募集プロセスの完了

- ・すべての優先系統連系希望者との間で工事費負担金補償契約を締結できた場合、電源接続案件募集プロセスは成立するものとし、同プロセスを完了いたします。
- ・電源接続案件募集プロセスが成立した場合には、すべての入札者に速やかにその旨を通知するとともに、工事費負担金補償契約を締結した優先系統連系希望者に対し、契約申込みの手続についてご案内いたします。
- ・電源接続案件募集プロセスが成立した場合には、非優先系統連系希望者が行ったすべての行為（接続検討の申込み、契約申込み（F I T法に係る告示に規定する接続申込み、同時申込みを含む）、応募、入札等）は無効となります。
- ・電源接続案件募集プロセスの成立以降、優先系統連系希望者が連系等をできなくなった場合は、当該優先系統連系希望者には、工事費負担金補償契約に基づく工事費負担金補償金をご負担いただきます。

2. 1 1 電源接続案件募集プロセスの結果の公表

- ・当社は、電源接続案件募集プロセスの完了後、以下のとおり、同プロセスの結果について公表いたします（ただし、d、eは電源接続案件募集プロセスが成立した場合に限ります）。
 - a 電源接続案件募集プロセスの成否
 - b 応募件数・応募容量
 - c 入札件数・入札容量・入札総額・平均入札負担金単価
 - d 優先系統連系希望者の件数・連系容量・入札総額・平均入札負担金単価
 - e 没収された入札保証金の件数・総額等

2. 1 2 契約申込み

- ・電源接続案件募集プロセスの完了後、優先系統連系希望者には、再接続検討の回答内容を反映した内容で、契約申込みを行っていただきます。
- ・契約申込後、当社との間で、接続契約、工事費負担金契約その他の必要となる契約を締結させていただきます。
- ・契約申込後、当社が連系承諾したにもかかわらず、正当な理由なく、当社の指定する期日までに工事費負担金契約を締結していただけない場合には、当社は、優先系統連系希望者との間で締結した接続契約その他の契約を解除できるものとします。この場合、契約を解除された優先系統連系希望者に対しては、工事費負担金補償契約に基づき、工事費負担金補償金をご負担いただきます。また、系統連系希望者が行ったすべての行為（接続検討の申込み、契約申込み（FIT法に係る告示に規定する接続申込み、同時申込みを含む）、応募、入札等）を無効といたします。

3 工事費負担金について

3. 1 工事費負担金の算出方法

- ・優先系統連系希望者が送電系統に連系等をするにあたっては、以下の工事費の合計額を工事費負担金としてご負担いただきます。

(1) 入札対象工事

- ・入札負担金単価 [円/kW] × 最大受電電力 [kW]

(2) 電源線工事

- ・電源線の新設工事費用または既設設備の対策工事費用
ただし、複数の優先系統連系希望者で電源線を共用する場合は、共用する部分の工事費を共用する優先系統連系希望者^{※20}の最大受電電力で按分した金額といたします。

(3) 変電所・バンク逆潮流対策工事

- ・変電所・バンク逆潮流対策工事費用^{※21}

(4) その他供給設備工事

- ・その他供給設備工事費用（上位系統の送電線増強工事費用、配電用変電所増強工事費用等）のうち、系統連系希望者の特定負担に帰するもの。
ただし、複数の優先系統連系希望者で対策設備を共用する場合は、共用する部分の工事費〔特定負担分〕を共用する優先系統連系希望者^{※20}の最大受電電力で按分^{※22}した金額といたします。

※20 対策工事の起因となる系統連系優先順位以降の優先系統連系希望者で共用します。

※21 託送供給等約款に準じて算定いたします。

※22 新費用負担ルール適用者と旧費用負担ルール適用者の優先系統連系希望者が混在した場合の算定方法については別紙7を参照。

3. 2 入札前の接続検討における工事費負担金の回答内容

- ・ 3. 1にかかわらず、入札前の接続検討時点においては、系統連系優先順位が未決定のため、すべての応募者が連系等を行うことを前提に、以下の内容で工事費負担金の金額を回答いたします。^{※23}

(1) 入札対象工事

- ・ 入札対象工事の総工事費のうち特定負担分

(2) 電源線工事

- ・ 応募された発電設備等が単独で連系等をした場合の工事費負担金
- ・ 他の応募者と電源線を共用する場合の工事費負担金（容量按分負担時^{※24}、単独全額負担時）

(3) 変電所・バンク逆潮流対策工事

- ・ すべての応募者が連系等をするを前提として、連系先の配電用変電所でバンク逆潮流対策工事が必要となる場合には、その工事費負担金^{※21}

(4) その他供給設備工事

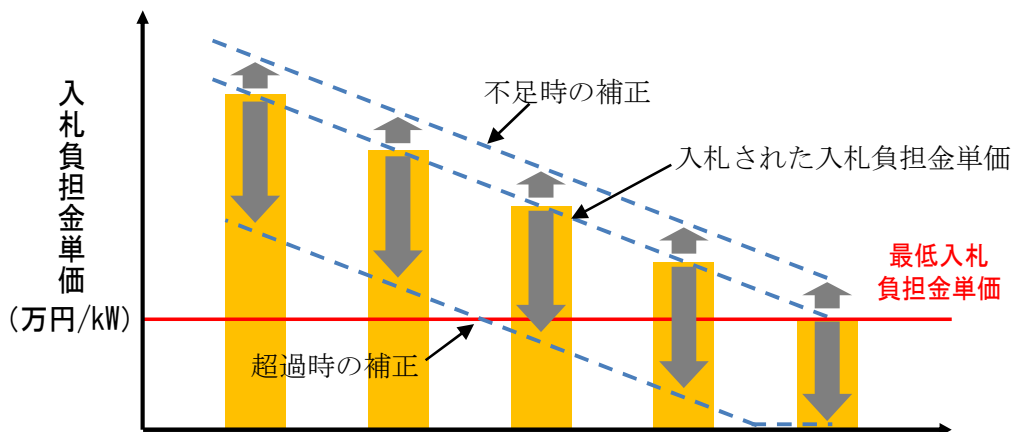
- ・ 応募された発電設備が単独で連系等をした場合の工事費負担金のうち、系統連系希望者の特定負担に帰するもの。
- ・ 他の応募者と供給設備を共用する場合の工事費負担金のうち、系統連系希望者の特定負担に帰するもの（容量按分負担時^{※24}、単独全額負担時）。

※23 費用負担ガイドライン公表前に契約申込み等を行った応募者のうち、応募時に「新費用負担ルールに加えて旧費用負担ルールにおける工事費負担金算定を希望」を選択された応募者には、新費用負担ルールおよび旧費用負担ルールそれぞれの特定負担額を算定いたします。

※24 系統連系優先順位によっては、現状設備の空容量の範囲内のため対策工事が不要となる場合がありますが、連系等の優先順位が未決定のため、すべての応募者の応募内容に基づき按分し、算定いたします。

3. 3 工事費負担金契約における入札対象設備の工事費負担金の補正

- ・優先系統連系希望者の契約申込後、当社の連系承諾を経た上で、工事費負担金契約を締結していただきます。
- ・工事費負担金契約の締結時において、優先系統連系希望者の入札負担金^{※25}と没収された入札保証金の合計が新費用負担ルールにおける入札対象工事費を超過または不足^{※26}する場合には、超過額又は不足額を優先系統連系希望者の最大受電電力で按分した金額について、入札対象設備の工事費負担金を補正します（負担金単価としては、一律に増減することとなります）。ただし、入札額を超過して減額補正することはいたしません^{※27}。



- ・なお、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者がいる場合は、その優先系統連系希望者も含め、上記算定方法による補正を実施します。

- ※25 旧費用負担ルール適用者に関しては、「補正後単価×最大受電電力」を指します（別紙6参照）。
- ※26 電源接続案件募集プロセス完了後に調査測量等により必要工事費が増加した場合に不足することがあります。
- ※27 新費用負担ルール適用者と旧費用負担ルール適用者が混在する場合における旧費用負担ルール適用者の減額補正の限度は「補正後単価×最大受電電力」とします。

3. 4 工事完了後における入札対象設備の工事費負担金の精算

- ・工事完了後に、支払済みの工事費負担金と工事完了により確定した工事費負担金に差異が生じた場合には、差額を「3. 3 工事費負担金契約における入札対象設備の工事費負担金の補正」に定める方法に準じて、精算いたします^{※28}。

- ※28 工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者がいる場合は、その優先系統連系希望者も含め精算いたします。

4 工事費負担金の補償契約について

4. 1 工事費負担金補償金について

- ・「2. 9 工事費負担金補償契約の締結」記載のとおり、工事費負担金が確定した場合は、優先系統連系希望者には、工事負担金補償契約を締結していただきます。
- ・電源接続案件募集プロセスの成立以降、優先系統連系希望者が連系等をできなくなった場合は、当該優先系統連系希望者には、工事費負担金補償契約に基づく工事費負担金補償金をご負担いただきます。
- ・工事費負担金補償金額は、原則として、再接続検討の回答における工事費負担金のうち、次に示す工事費負担金の合計額とします。
 - a 入札対象工事の工事費負担金
 - b 電源線工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備にかかる工事費負担金
 - c その他供給設備工事うち他の優先系統連系希望者と共用する設備にかかる工事費負担金

4. 2 工事費負担金補償金の精算について

- ・以下の場合には、優先系統連系希望者が負担した工事費負担金補償金をそれぞれの精算方法に準じて精算いたします。
 - a 工事費負担金契約時に入札負担金単価を補正した場合
「3. 3 工事費負担金契約における入札対象設備の工事費負担金の補正」に定める方法
 - b 工事完了後の精算時
「3. 4 工事完了後における入札対象設備の工事費負担金の精算」に定める方法
 - c 新規発電設備連系による工事費負担金精算時
「5 工事完了後の新規発電設備連系における入札対象設備の精算について」に定める方法

5 工事完了後の新規発電設備連系における入札対象設備の精算について

- ・入札対象設備の使用開始後3年が経過するまでの間に新たに入札対象工事の設備を利用する事業者（以下「新規利用事業者」といいます）があった場合、託送供給等約款に基づき新規利用事業者の負担にかかる工事費負担金を「3.3 工事費負担金契約における入札対象設備の工事費負担金の補正」に準じた方法で精算いたします^{※29}。
- ・上記の場合において、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者がいる場合は、新規利用事業者の工事費負担金は当該優先系統連系希望者に優先的に返金します。ただし、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者が複数いる場合には、当該優先系統連系希望者が負担した工事費負担金補償金の額に応じて、按分した額とします。
- ・工事費負担金の精算は、原則として、工事完了後以降、年度ごとに1回実施いたします。

※29 新費用負担ルールが適用される新規利用事業者から申し受ける入札対象工事の工事費負担金

= (新費用負担ルールにおける工事費実費〔特定負担分〕－没収した入札保証金)

$$\times \frac{\text{新規連系容量}}{\text{既連系容量} + \text{新規連系容量}}$$

6 辞退の手続について

- ・電源接続案件募集プロセスの応募者が同プロセスの辞退を希望する場合は、以下の方法にしたがって、辞退書（様式4）を提出してください。なお、辞退書の提出により、辞退者が行ったすべての行為（接続検討の申込み、契約申込み（FIT法に係る告示に規定する接続申込み、同時申込みを含む）、応募、入札等）は無効となります。
- ・なお、入札保証金の取扱いは2.4（2）のとおり、工事費負担金補償金の取扱いは4.のとおりとなります。

6.1 提出書類

- ・辞退書（様式4）
押捺する印は、応募申込書（様式1）と同一としてください。

6.2 提出方法

- ・辞退書を持参または郵送（簡易書留等配達記録が残るもの）してください。

6.3 提出場所

- ・2.1（1）cと同じ

6.4 提出部数

- ・1部

7 その他

7. 1 送電系統の暫定的な容量確保について

- ・電源接続案件募集プロセスにおける送電系統の容量の取扱いについては次のとおりとします。
 - (1) 電源接続案件募集プロセス開始の決定時点
 - ・電源接続案件募集プロセス開始申込者の連系等に必要となる設備対策の容量分を入札対象設備および入札対象設備の上位にある送電系統に対し暫定的に確保する。
 - (2) 募集要領の公表時点
 - ・募集要領で定める設備対策の容量分を入札対象設備および入札対象設備の上位にある送電系統に対し暫定的に確保する。
 - (3) 電源接続案件募集プロセスの成立時点
 - ・系統連系優先順位に基づき優先系統連系希望者の最大受電電力分を連系点の上位にある送電系統に対し暫定的に確保する。
 - ・すべての優先系統連系希望者の最大受電電力分を確保後、(2)で確保した容量に対して余剰が生じる場合は、余剰分を開放する。

7. 2 電源接続案件募集プロセス開始以降の契約申込みについて

- ・募集対象エリアにおける新規の契約申込みについては、接続検討の回答を受領している場合であっても、電源接続案件募集プロセス開始によって、回答時点から系統状況が変動しているため、再度、接続検討が必要となります^{※30}。

※30 FIT法に係る告示に規定する接続申込みを行っている系統連系希望者が契約申込みを行った場合も、再度、接続検討が必要となります。そのため、既に申し込んでいるFIT法に係る告示に規定する接続申込みは失効します。また、同時申込みを行った場合において、電源接続案件募集プロセスの開始前に接続検討の回答を受領している場合も同様です。

7. 3 契約申込中の系統連系希望者の応募について

- ・契約申込み等を申込み済みの系統連系希望者が電源接続案件募集プロセスに応募した場合であっても、契約申込み等を維持することは可能です。ただし、電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合および電源接続案件募集プロセスが成立した場合において優先系統連系希望者とならなかったとき(辞退したときを含む)には、契約申込み等は失効します。
- ・契約申込中の系統連系希望者が電源接続案件募集プロセスに応募した場合、契約申込み^{※31}の受付時点で暫定的に確保した送電系統の容量(接続枠)を開放します^{※32}。

※31 同時申込みの場合は、意思表明書の提出を指します。

※32 開放した送電系統の容量（接続枠）はいかなる事情（電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合や優先系統連系希望者となれなかった場合を含む。）があったとしても応募者には戻ることはありません。

7. 4 同時申込みについて

- ・応募者がFIT法に定める特定供給者の場合で、FIT電源の連系等を希望するときは、電源接続案件募集プロセスの成立前に、同時申込みを行うことができます。

7. 5 電源接続案件募集プロセスを開始したエリアにおける系統アクセス業務

- ・系統連系希望者が、電源接続案件募集プロセスの開始後、新規に事前相談および接続検討を申し込んだ場合、同プロセスが完了し、系統状況が確定した後に検討を開始いたします。そのため、通常の場合と比べて、回答時期が遅延する可能性があることをご理解ください。なお、事前相談においては、事前相談申込者の希望に応じ、同プロセスの完了前においても「発電設備等設置場所から連系点(想定)までの直線距離」のみ回答することは可能ですので、事前相談申込み時にご希望をお伝えください。
- ・接続検討申込済みで回答未受領（未回答）の系統連系希望者が、電源接続案件募集プロセスに応募しない場合には、接続検討の申込みを取り下げることができます。この場合、当該系統連系希望者に対して、受領済みの検討料を返金します（ただし、振込手数料は系統連系希望者の負担とします）。なお、接続検討の申込みを取り下げない場合で電源接続案件募集プロセスに応募しないときは、電源接続案件募集プロセスの開始後、新規に接続検討の申込みがあった場合と同様に取り扱います。
- ・電源接続案件募集プロセスにおいては、募集エリアにおいて想定される連系希望量と対策工事の経済性を考慮した合理的な増強規模となることを志向しています。そのため、同プロセス完了後に当該送電系統の更なる増強が必要となる場合は、接続検討の回答における工事費負担金が高額となる場合があります。
- ・電源接続案件募集プロセス成立後の接続検討の結果、工事費負担金の対象となる系統連系工事が送配電等業務指針第111条第1項に定める規模以上となり、系統連系希望者が共同負担者の募集を希望する場合であっても、電源接続案件募集プロセスの成立によって送電系統への連系を希望する事業者が減少しているため、プロセスの成立に足りる応募が見込めない可能性があります。

7. 6 失効条件付きで設備認定を受けている場合の注意事項について

- ・「1. 5 電源接続案件募集プロセススケジュール」に記載のとおり、電源募集プロセスの完了は平成28年10月頃を見込んでおります（ただし、応募の状況等により変更となる可能性があります）。平成26年度以降に失効条件付きで設備認定を受けている場合は、電源接続案件募集プロセスの期間中に設備認定が失効する可能性がありますのでご注意ください。

7. 7 新費用負担ルールにおける一般負担の限界について

- ・新費用負担ルールにおける一般負担額が、一般負担の上限額を超過する場合、その超過額は新費用負担ルール適用者の特定負担となります。
- ・なお、一般負担の上限額については、広域機関において現在検討中ですので、接続検討回答に併せてご連絡いたします。

7. 8 本募集要領に記載の無い事項について

- ・本募集要領に記載の無い事項については、広域機関の業務規程および送配電等業務指針、ならびに当社が定める託送供給約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕もしくは託送供給約款〔特定電気事業用〕または託送供給約款以外の供給条件によるもの^{※33}といたします。

※33 現行の託送供給約款について、平成28年に実施される電力小売全面自由化に向けた各種法令の改正や国の審議会における議論の内容を反映する見直しを行い、平成27年12月18日、経済産業大臣から「託送供給等約款」の認可を受けました。そのため、実施時期（平成28年4月1日）以降は「託送供給等約款」によるものといたします。

以 上

別紙 1 対象設備、対策工事内容

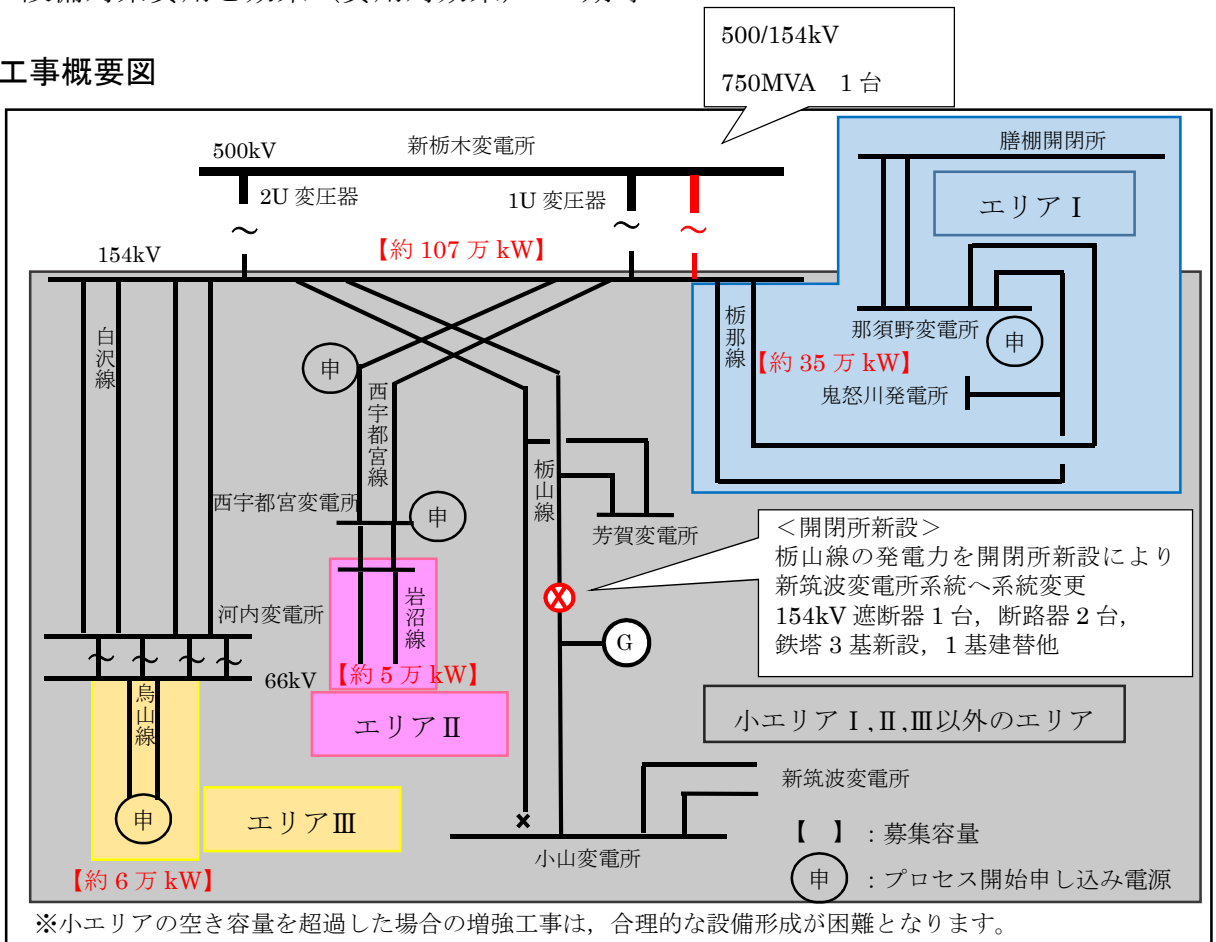
1 入札対象工事名称

- ・新栃木変電所 500/154kV 変圧器増設工事
- ・154kV 栃山線開閉所新設工事

2 工事の必要性と対策工事規模

- 電源接続案件募集プロセス開始申込みがなされた発電設備等が連系することにより、新栃木変電所の変圧器の潮流が設備容量 2,408 [MW] を超過することから、設備増強が必要となります。
- 次の内容を考慮して募集対象規模は 1,070 [MW] とし、開閉所新設による系統切替および 500/154kV 変圧器 1 台増設により、新栃木変電所系統の連系可能量を 2,408[MW] から 3,478[MW] に増強し空き容量を確保します。
 - ・電源接続案件募集プロセス開始申込みの内容
 - ・電源接続案件募集プロセスへの応募の見込み
 - ・設備対策費用と効果（費用対効果）・工期等

3 工事概要図



4 対策工事内容

設備区分	項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修	備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等）
変電設備	変圧器	1 台	—	—	500/154kV 750MVA
	開閉設備	1 式	—	—	遮断器 1 台、断路器 2 台
架空線	支持物（鉄塔）	3 基	1 基	—	

別紙2 募集対象エリア

エリアI

市町村	字・丁目
日光市	横川, 鬼怒川温泉大原, 鬼怒川温泉滝, 芹沢, 栗原, 原宿, 五十里, 高原, 高柴, 高德, 佐下部, 小佐越, 小百, 上三依, 西川, 川治温泉高原, 川治温泉川治, 川治温泉滝, 大桑町, 中三依, 湯西川, 藤原, 藤原小網, 独鈷沢, 日向, 柄倉
大田原市	宇田川, 羽田, 雲岩寺, 奥沢, 岡, 荻野目, 乙連沢, 下石上, 加治屋, 河原, 花園, 寒井, 亀久, 久野又, 狭原, 元町1丁目～2丁目, 戸野内, 荒井, 黒羽向町, 黒羽田町, 今泉, 佐久山, 佐良土, 山の手1丁目～2丁目, 市野沢, 紫塚1丁目～4丁目, 寺宿, 鹿畑, 実取, 若松町, 若草1丁目～2丁目, 住吉町1丁目～2丁目, 小船渡, 小滝, 上奥沢, 上石上, 城山1丁目～2丁目, 新宿, 新富町1丁目～3丁目, 親園, 須賀川, 須佐木, 赤瀬, 川上, 川田, 浅香1丁目～5丁目, 前田, 倉骨, 大久保, 大神, 大豆田, 大輪, 滝岡, 滝沢, 中央1丁目～2丁目, 中田原, 中野内, 町島, 湯津上, 藤沢, 南金丸, 南方, 薄葉, 八塩, 美原1丁目～3丁目, 蛭田, 蛭田品川, 蛭畑, 富士見1丁目～2丁目, 富池, 福原, 平沢, 片田, 片府田, 蜂巢, 北金丸, 北大和久, 北滝, 北野上, 堀之内, 本町1丁目～2丁目, 末広1丁目～3丁目, 木佐美, 野崎1丁目～2丁目, 矢倉, 余瀬, 両郷, 練貫, 檜木沢
矢板市	上伊佐野, 豊田
那須塩原市	あたご町, 阿波町, 安藤町, 井口, 一区町, 宇都野, 永田町, 越堀, 塩原, 塩野崎, 塩野崎新田, 横林, 下永田1丁目～8丁目, 下厚崎, 下大貫, 下中野, 下田野, 関根, 関谷, 亀山, 宮町, 共墾社, 共墾社1丁目, 橋本町, 錦町, 金沢, 杳掛, 杳掛1丁目～3丁目, 原町, 戸田, 五軒町, 高阿津, 高砂町, 高柳, 高林, 黒磯, 黒磯幸町, 佐野, 細竹, 材木町, 埼玉, 桜町, 笹沼, 三区町, 三島1丁目～5丁目, 三本木, 山中新田, 四区町, 寺子, 鹿野崎, 嶋内, 若草町, 若葉町, 住吉町, 春日町, 小結, 松浦町, 沼野田和, 上塩原, 上横林, 上郷屋, 上厚崎, 上赤田, 上大貫, 上大塚新田, 上中野, 新朝日, 新町, 新南, 新緑町, 清住町, 西栄町, 西岩崎, 西原町, 西幸町, 西三島1丁目～7丁目, 西新町, 西赤田, 西大和, 西遅沢, 西朝日町, 西富山, 青木, 石林, 接骨木, 折戸, 千本松, 扇町, 箭坪, 前弥六, 前弥六南町, 太夫塚1丁目～6丁目, 大原間, 大原間西1丁目～2丁目, 大黒町, 遅野沢, 中塩原, 中央町, 中内, 鳥野目, 槻沢, 渡辺, 唐杉, 島方, 東栄1丁目～2丁目, 東関根, 東原, 東三島1丁目～6丁目, 東小屋, 東赤田, 東大和町, 東遅沢, 東町, 東豊浦, 湯宮, 湯本塩原, 洞島, 鍋掛, 南郷屋1丁目～5丁目, 南赤田, 南町, 二つ室, 二区町, 波立, 板室, 美原町, 百村, 並木町, 方京1丁目～3丁目, 豊浦, 豊浦中町, 豊浦町, 豊浦南町, 豊浦北町, 豊住町, 豊町, 北栄町, 北赤田, 北二つ室, 北弥六, 北和田, 睦, 本郷町, 本町, 末広町, 箕輪, 無栗屋, 木曾畑中, 木綿畑, 野間, 弥生町, 油井, 緑1丁目～2丁目, 藁沼
さくら市	フィオーレ喜連川1丁目～5丁目, 下河戸, 葛城, 喜連川, 金枝, 桜ヶ丘1丁目～3丁目, 鹿子畑, 南和田, 穂積, 鷺宿

那須烏山市	下川井，熊田，三箇，志鳥，上川井，中山，藤田，南大和久，白久
塩谷郡塩谷町	大字上寺島，大字船生
那須郡那須町	大字芦野，大字梓，大字伊王野，大字稻沢，大字横岡，大字寄居，大字高久乙，大字高久甲，大字高久丙，大字寺子，大字寺子乙，大字寺子丙，大字漆塚，大字沼野井，大字大島，大字大畑，大字大和須，大字東岩崎，大字湯本，大字富岡，大字豊原，大字豊原乙，大字豊原甲，大字豊原丙，大字睦家，大字蓑沢，大字梁瀬
那須郡那珂川町	白久，恩田，吉田，久那瀬，健武，高岡，三輪，小口，小砂，小川，松野，浄法寺，盛泉，大山田下郷，大山田上郷，大那地，大内，谷川，谷田，東戸田，馬頭，富山，片平，芳井，北向田，矢又，薬利，和見

エリアⅡ

市町村	字・丁目
宇都宮市	石那田町
鹿沼市	上粕尾，板荷
日光市	本町，小百，大桑町，日向，小倉，御幸町，安川町，稻荷町1丁目～3丁目，塩野室町，下鉢石町，花石町，岩崎，吉沢，久次良町，荊沢，黒部，今市，今市本町，根室，細尾町，山久保，山口，山内，七里，若間，若杉町，手岡，所野，匠町，小代，松原町，上栗山，上鉢石町，森友，水無，瀬川，瀬尾，清滝1丁目～4丁目，清滝安良沢町，清滝桜ヶ丘町，清滝新細尾町，清滝丹勢町，清滝中安戸町，石屋町，川室，川俣，倉ヶ崎，倉ヶ崎新田，相生町，足尾町，足尾町愛宕下，足尾町遠下，足尾町下間藤，足尾町掛水，足尾町向原，足尾町砂畑，足尾町松原，足尾町上の平，足尾町上間藤，足尾町赤倉，足尾町赤沢，足尾町中才，足尾町通洞，足尾町南橋，大室，大沢町，大渡，沢又，丹勢，中宮祠，中鉢石町，猪倉，町谷，長畑，土沢，土呂部，東和町，湯元，日蔭，日光，萩垣面，薄井沢，板橋，文挾町，宝殿，明神，木和田島，野口，野門，矢野口，和泉
塩谷郡塩谷町	大字佐貫

エリアⅢ

市町村	字・丁目
矢板市	安沢，越畑，乙畑，玉田，石関，大槻，片岡
さくら市	下河戸，葛城，喜連川，鷺宿，卯の里1丁目～5丁目，押上，柿木澤，柿木澤新田，蒲須坂，向河原，氏家，氏家新田，小入，松山，松山新田，松島，上阿久津，上河戸，上野，早乙女，草川，大中，鍛冶ヶ澤，長久保，馬場，箱森新田，富野岡，北草川1丁目～2丁目，櫻野，狭間田
那須烏山市	中央1丁目～2丁目，下川井，熊田，三箇，志鳥，中山，藤田，南大和久，白久，東原，愛宕台，旭1丁目～2丁目，宇井，横枕，下境，岩子，宮原，興野，曲田，曲畑，金井1丁目～2丁目，月次，向田，高瀬，鴻野山，初音，小河原，小原沢，小倉，小白井，小塙，小木須，上境，城東，森田，神長，大桶，大金，大沢，大木須，大里，滝，滝田，谷浅見，中央3丁目，田野倉，南1丁目～2丁目，八ヶ代，表，福岡，野上，落合
芳賀郡茂木町	大字河又，大字入郷
芳賀郡市貝町	大字塩田，大字見上，大字大谷津，大字竹内
塩谷郡塩谷町	大字大久保，大字田所，大字肘内
塩谷郡高根沢町	大字花岡，大字石末，大字大谷，大字伏久，大字文挾
那須郡那珂川町	白久，吉田，松野，谷田，富山

エリアⅠ・Ⅱ・Ⅲ以外のエリア

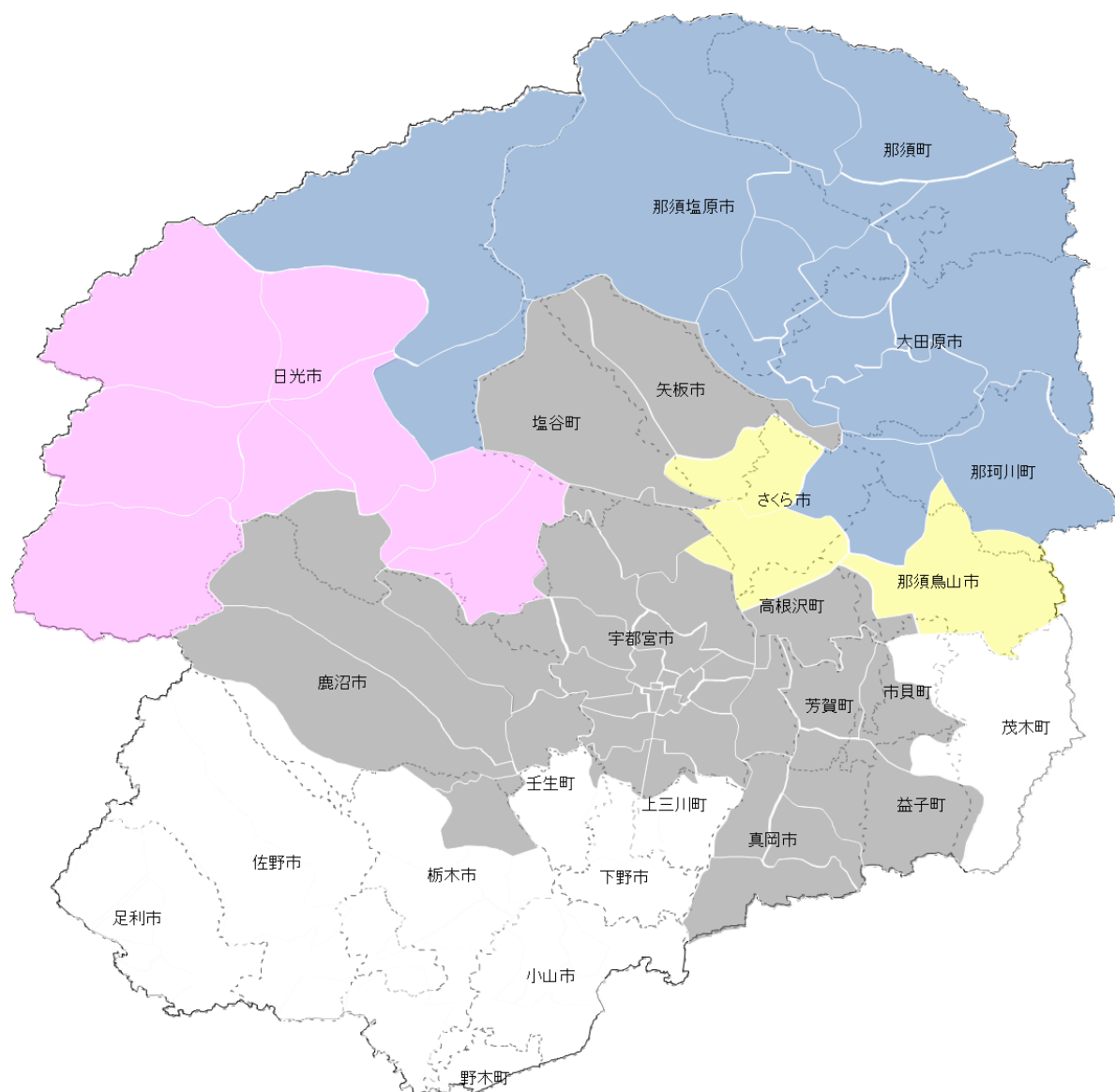
市町村	字・丁目
宇都宮市	若草1丁目～2丁目, 中央1丁目～2丁目, 末広1丁目～2丁目, 宮町, 高砂町, 材木町, 住吉町, 春日町, 西原町, 東町, 南町, 本町, 緑1丁目～2丁目, 旭1丁目～2丁目, 中央3丁目, インターパーク1丁目～6丁目, さつき1丁目～3丁目, さるやま町, みどり野町, ゆいの杜1丁目～8丁目, 芦沼町, 一の沢1丁目～2丁目, 一ノ沢町, 一条1丁目～4丁目, 一番町, 羽牛田町, 栄町, 駅前通り1丁目～3丁目, 越戸1丁目～4丁目, 越戸町, 横山1丁目～3丁目, 横山町, 横田新町, 屋板町, 下ヶ橋町, 下横倉町, 下横田町, 下岡本町, 下河原1丁目, 下河原町, 下金井町, 下栗1丁目, 下栗町, 下桑島町, 下欠町, 下戸祭1丁目～2丁目, 下荒針町, 下小倉町, 下小池町, 下川俣町, 下田原町, 下砥上町, 下反町町, 下平出町, 河原町, 花園町, 花房1丁目～3丁目, 花房本町, 海道町, 叶谷町, 刈沼町, 瓦谷町, 関白町, 関堀町, 岩原町, 岩曾町, 岩本町, 菊水町, 吉野1丁目～2丁目, 逆面町, 宮の内1丁目～4丁目, 宮みらい, 宮園町, 宮原1丁目, 宮原3丁目～5丁目, 宮山田町, 宮本町, 京町, 曲師町, 錦1丁目～3丁目, 金田町, 駒生1丁目～2丁目, 駒生町, 桑島町, 元今泉1丁目～8丁目, 古賀志町, 古田町, 戸祭1丁目～4丁目, 戸祭元町, 戸祭台, 戸祭町, 五代1丁目～3丁目, 御幸ヶ原町, 御幸町, 御幸本町, 御蔵町, 御田長島町, 幸町, 江曾島1丁目～5丁目, 江曾島町, 江曾島本町, 江野町, 高松町, 今宮1丁目～4丁目, 今泉1丁目～5丁目, 今泉新町, 今泉町, 今里町, 砂田町, 細谷1丁目, 細谷町, 鷺の谷町, 桜1丁目～5丁目, 三番町, 山本1丁目～3丁目, 山本町, 篠井町, 若松原1丁目～3丁目, 若草3丁目～5丁目, 宿郷1丁目～3丁目, 宿郷5丁目, 小幡1丁目～2丁目, 昭和1丁目～3丁目, 松が峰1丁目～2丁目, 松原1丁目～3丁目, 松田新田町, 松風台, 上横倉町, 上横田町, 上金井町, 上桑島町, 上欠町, 上戸祭1丁目～4丁目, 上戸祭町, 上御田町, 上小倉町, 上小池町, 上大曾町, 上大塚町, 上田原町, 上田町, 上野町, 上籠谷町, 城東1丁目～2丁目, 城南1丁目～3丁目, 新町1丁目～2丁目, 新富町, 新里町, 針ヶ谷1丁目, 針ヶ谷町, 瑞穂1丁目～3丁目, 雀の宮1丁目～7丁目, 雀宮町, 星が丘1丁目～2丁目, 清原工業団地, 清原台1丁目～6丁目, 清住1丁目～3丁目, 西1丁目～3丁目, 西の宮1丁目～2丁目, 西一の沢町, 西刑部町, 西原1丁目～3丁目, 西川田1丁目～7丁目, 西川田町, 西川田東町, 西川田南1丁目～西川田南2丁目, 西川田本町1丁目～4丁目, 西大寛1丁目～2丁目, 石井町, 石那田町, 千波町, 川向町, 川田町, 川俣町, 泉が丘1丁目～7丁目, 泉町, 双葉1丁目～3丁目, 操町, 相野沢町, 台新田1丁目, 台新田町, 大寛1丁目～2丁目, 大曾1丁目～5丁目, 大谷町, 大通り1丁目～5丁目, 大塚町, 大網町, 大和1丁目～3丁目, 滝の原1丁目～3丁目, 滝谷町, 池上町, 竹下町, 竹林町, 中一の沢町, 中央5丁目, 中央本町, 中岡本町, 中河原町, 中久保1丁目～2丁目, 中戸祭1丁目, 中戸祭町, 中今泉1丁目～5丁目, 中島町, 中里町, 仲町, 長岡町, 長峰町, 鶴田1丁目～3丁目, 鶴田町, 天神1丁目～2丁目, 伝馬町, 田下町, 田野町, 砥上町, 冬室町, 東浦町, 東横田町, 東岡本町, 東刑部町, 東原町, 東戸祭1丁目, 東今泉1丁目～

	2丁目, 東宿郷1丁目～6丁目, 東谷町, 東塙田1丁目～2丁目, 東宝木町, 東峰町, 東木代町, 東築瀬1丁目, 道場宿町, 徳次郎町, 南一の沢町, 南高砂町, 南大通り1丁目～4丁目, 二荒町, 二番町, 日の出1丁目～2丁目, 馬場通り1丁目～4丁目, 白沢町, 八千代1丁目～2丁目, 八幡台, 塙田1丁目～5丁目, 板戸町, 飯山町, 飯田町, 氷室町, 不動前1丁目～5丁目, 富士見が丘1丁目～4丁目, 富士見町, 福岡町, 兵庫塚1丁目～3丁目, 兵庫塚町, 平出工業団地, 平出町, 平松町, 平松本町, 平塚町, 宝井町, 宝木町1丁目～2丁目, 宝木本町, 峰1丁目～4丁目, 峰町, 豊郷台1丁目～3丁目, 北一の沢町, 北若松原1丁目～2丁目, 睦町, 本丸町, 幕田町, 満美穴町, 明保野町, 免ノ内町, 茂原1丁目～3丁目, 茂原町, 問屋町, 野高谷町, 野沢町, 弥生1丁目～2丁目, 柳田町, 陽西町, 陽東1丁目～8丁目, 陽南1丁目～4丁目, 立伏町, 緑3丁目～5丁目, 六道町, 築瀬1丁目～4丁目, 築瀬町, 鑓山町
栃木市	大塚町, 細堀町, 吹上町, 西方町金井, 西方町金崎, 西方町元, 西方町真名子, 西方町本郷, 西方町本城, 大宮町, 都賀町白久保, 都賀町家中, 都賀町原宿, 都賀町合戦場, 都賀町升塚, 都賀町深沢, 都賀町大柿, 都賀町大橋, 都賀町富張, 都賀町平川, 都賀町木, 木野地町
鹿沼市	末広町, 古賀志町, 松原1丁目～3丁目, 上田町, 上野町, 泉町, 仲町, 睦町, 野沢町, さつき町, みなみ町, 旭が丘, 磯町, 引田, 栄町1丁目～3丁目, 塩山町, 下遠部, 下横町, 下久我, 下材木町, 下石川, 下大久保, 下沢, 下田町1丁目～2丁目, 下奈良部町, 下南摩町, 下日向, 下粕尾, 下武子町, 加園, 花岡町, 貝島町, 亀和田町, 久保町, 久野, 玉田町, 銀座1丁目～2丁目, 見野, 戸張町, 御成橋町1丁目～2丁目, 口栗野, 幸町1丁目～2丁目, 晃望台, 高谷, 今宮町, 佐目町, 坂田山1丁目～4丁目, 笹原田, 三幸町, 寺町, 酒野谷, 松原4丁目, 上久我, 上材木町, 上石川, 上大久保, 上殿町, 上奈良部町, 上南摩町, 上日向, 上粕尾, 深岩, 深津, 深程, 仁神堂町, 西鹿沼町, 西沢町, 西茂呂1丁目～4丁目, 石橋町, 千手町, 千渡, 草久, 村井町, 大和田町, 池ノ森, 中栗野, 中田町, 中粕尾, 朝日町, 鳥居跡町, 天神町, 東町1丁目～3丁目, 東末広町, 藤江町, 栃窪, 奈佐原町, 南上野町, 日吉町, 日光奈良部町, 入栗野, 柏木, 白桑田, 板荷, 富岡, 府所町, 府所本町, 府中町, 武子, 文化橋町, 蓬萊町, 北赤塚町, 北半田, 麻苧町, 万町, 茂呂, 野尻, 油田町, 流通センター, 緑町1丁目～3丁目, 楡木町, 縦山町
日光市	沓掛, 小倉, 小林, 塩野室町, 嘉多蔵, 岩崎, 宮小来川, 小代, 西小来川, 滝ヶ原, 中小来川, 猪倉, 東小来川, 南小来川, 文挾町
真岡市	亀山, 原町, さくら1丁目～4丁目, 阿部岡, 阿部品, 伊勢崎, 横田, 沖, 下高間木, 下高間木1丁目～2丁目, 下鷺谷, 下大沼, 下大曾, 下大田和, 下籠谷, 加倉, 茅堤, 鬼怒ヶ丘, 鬼怒ヶ丘1丁目, 亀山1丁目～3丁目, 久下田, 久下田西1丁目～7丁目, 京泉, 境, 熊倉1丁目～3丁目, 熊倉町, 桑ノ川, 君島, 古山, 荒町, 荒町2丁目～4丁目, 高勢町1丁目～3丁目, 高田, 根本, 砂ヶ原, 三谷, 寺久保1丁目, 寺内, 寺分, 鹿, 若旅, 勝瓜, 小橋, 小林, 松山町, 上江連, 上高間木, 上高間木1丁目～3丁目, 上鷺谷, 上大沼, 上大曾, 上大田和, 上谷貝, 須

	釜, 水戸部, 清水, 西郷, 西高間木, 西沼, 西大島, 西田井, 青谷, 青田, 石島, 赤羽, 台町, 大根田, 大沼, 大谷新町, 大谷台町, 大谷本町, 大道泉, 大和田, 中, 中郷, 長沼, 長田, 長田1丁目, 長島, 鶴田, 程島, 田町, 田島, 島, 東郷, 東光寺1丁目~3丁目, 東沼, 東大島, 道祖土, 南高岡, 白布ヶ丘, 粕田, 八木岡, 八條, 反町, 飯貝, 物井, 並木町1丁目~4丁目, 堀込, 堀内, 柳林, 鷺巣
大田原市	佐久山, 大神, 藤沢
矢板市	荒井, 東町, 本町, 末広町, 上伊佐野, 豊田, 安沢, 片岡, 中, こぶし台, 塩田, 下伊佐野, 下太田, 館ノ川, 境林, 幸岡, 高塩, 山田, 山苗代, 鹿島町, 上太田, 上町, 針生, 成田, 川崎反町, 扇町1丁目~2丁目, 泉, 倉掛, 早川町, 沢, 長井, 田野原, 土屋, 東泉, 富田, 平野, 片俣, 木幡, 矢板, 立足
那須塩原市	宇都野, 塩原
さくら市	上阿久津
那須烏山市	三箇, 曲田, 曲畑, 鴻野山, 小倉, 八ヶ代, 福岡
下野市	上古山
河内郡上三川町	大字磯岡, 大字西汗, 大字西木代, 大字石田, 大字東蓼沼
芳賀郡益子町	七井中央, 城内坂, 大字芦沼, 大字益子, 大字下大羽, 大字山本, 大字七井, 大字小泉, 大字小宅, 大字上山, 大字上大羽, 大字生田目, 大字前沢, 大字大郷戸, 大字大沢, 大字大平, 大字長堤, 大字東田井, 大字梅ヶ内, 大字塙, 大字北中, 大字本沼
芳賀郡茂木町	大字下菅又, 大字坂井, 大字天子, 大字飯, 大字北高岡, 大字茂木
芳賀郡市貝町	大字塩田, 大字見上, 大字大谷津, 大字竹内, 大字笹原田, 大字市塙, 大字上根, 大字杉山, 大字石下, 大字赤羽, 大字続谷, 大字多田羅, 大字椎谷, 大字田野辺, 大字文谷
芳賀郡芳賀町	大字稲毛田, 大字下延生, 大字下高根沢, 大字給部, 大字上稲毛田, 大字上延生, 大字西高橋, 大字西水沼, 大字祖母井, 大字打越新田, 大字東高橋, 大字東水沼, 大字八ツ木, 大字芳志戸, 大字北長島, 大字与能, 芳賀台
下都賀郡壬生町	おもちゃのまち2丁目, おもちゃのまち4丁目, 大字安塚, 大字羽生田, 大字下稲葉, 大字上稲葉, 大字上田, 大字中泉, 大字北小林
塩谷郡塩谷町	大字上寺島, 大字船生, 大字大久保, 大字田所, 大字芦場新田, 大字下寺島, 大字喜佐見, 大字玉生, 大字金枝, 大字熊ノ木, 大字原荻野目, 大字佐貫, 大字上沢, 大字上平, 大字泉, 大字大宮, 大字鳥羽新田, 大字東房, 大字道下, 大字飯岡, 大字風見, 大字風見山田
塩谷郡高根沢町	大字花岡, 大字石末, 大字伏久, 大字文挾, 光陽台1丁目~5丁目, 大字下柏崎, 大字亀梨, 大字栗ヶ島, 大字桑窪, 大字寺渡戸, 大字上阿久津, 大字上高根沢, 大字上柏崎, 大字西高谷, 大字太田, 大字中阿久津, 大字中柏崎, 大字飯室, 大字平田, 大字宝積寺, 宝石台1丁目~5丁目

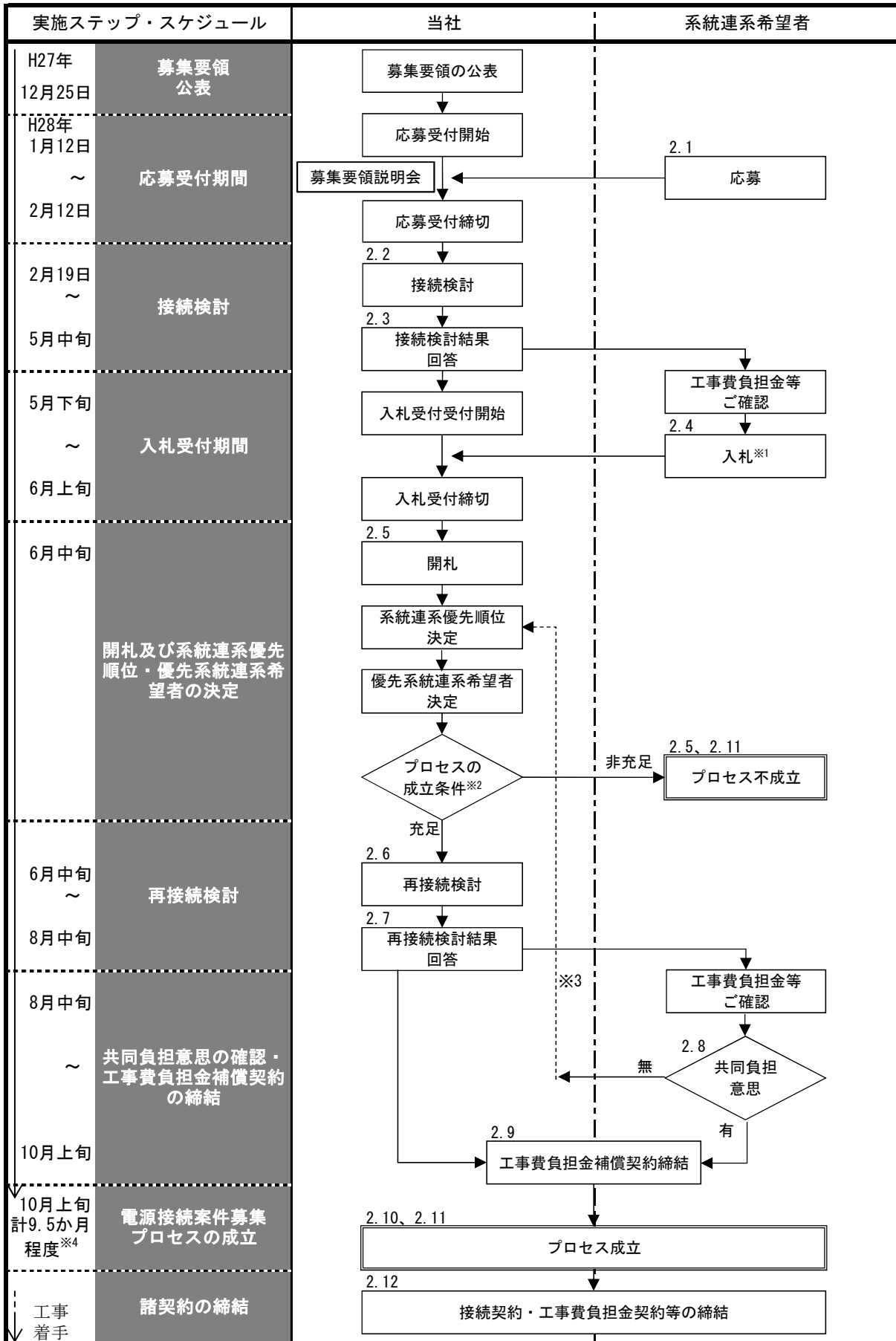
那須郡那珂川町	芳井
---------	----

[募集対象エリア図]



- エリア I
- エリア II
- エリア III
- エリア I, II, III 以外のエリア

別紙3 電源接続案件募集プロセスの流れ



※1 入札時には入札保証金をお支払いいただきます

※2 「優先系統連系希望者の入札負担金および没収した入札保証金の合計額」が「入札対象工事費用」以上

※3 他の優先系統連系希望者の辞退等により工事費負担金が増加する場合、変更後の工事費負担金を再提示します

※4 優先系統連系希望者の辞退による工事費負担金再算定などにより期間が変更となる可能性があります

別紙4 提出先・問合せ先（窓口）

1 応募申込書・接続検討申込書提出先

- ・ 栃木北支社 お客様サービスグループ
〒324-0051 栃木県大田原市山の手 1-9-14
- ・ 栃木総支社 お客様サービスグループ
〒320-0056 栃木県宇都宮市戸祭 1-11-18
- ・ 栃木南支社 お客様サービスグループ
〒323-0022 栃木県小山市駅東通り 2-23-25

2 応募申込書・接続検討申込書提出先（売電先が未定の場合）

ネットワークサービスセンター
系統連系グループ（特別高圧）
配電系統連系グループ（高圧）
〒116-0016 東京都江東区東陽 4-11-38 USC ビル 1F

3 入札書・入札申込書提出先

接続検討回答時に、別途お知らせいたします

4 問合せ（窓口）

電源接続案件募集プロセスに関するご質問は当社ホームページの以下お問い合わせフォームより承っております。

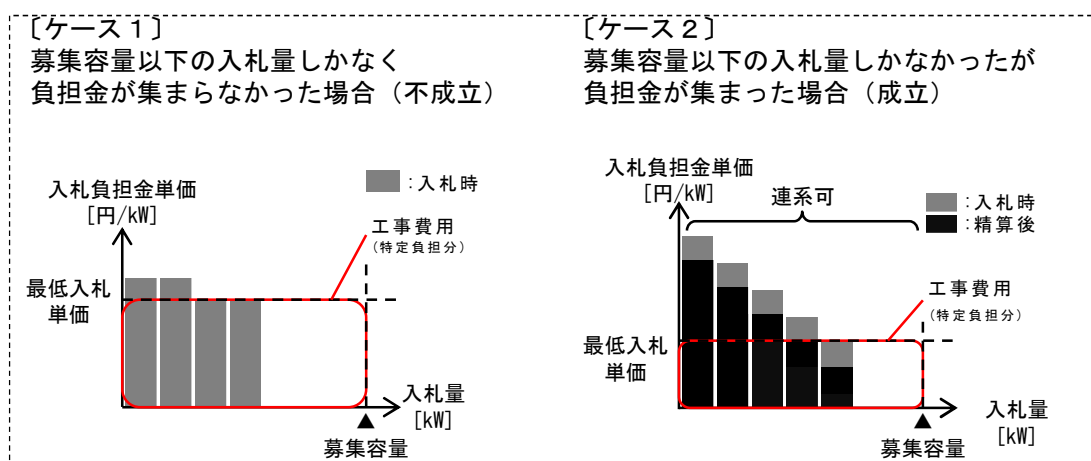
お問い合わせフォーム

<http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/provide/engineering/wsc/nyusatu-j.html>

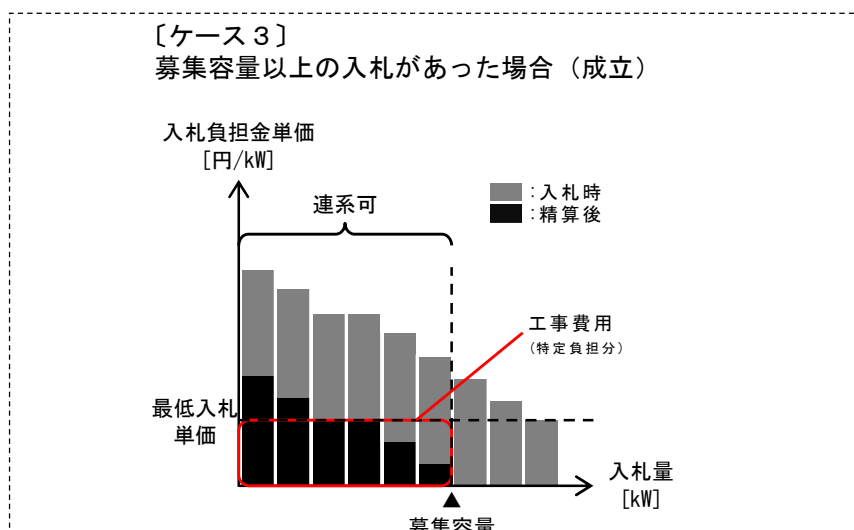
別紙5 電源接続案件募集プロセスの成否等について

1. 電源接続案件募集プロセスの成否について（補足）

- 入札における最低負担金単価は、以下の通り設定することを基本とし、接続検討回答時に通知いたします。
 - 新費用負担ルール適用者
新費用負担ルールにおける工事費用の特定負担額を募集容量で除した単価
 - 旧費用負担ルール適用者
「新費用負担ルール適用者の最低負担金単価」に「新費用負担ルールにおける一般負担単価（新費用負担ルールにおける工事費用の一般負担額を募集容量で除した単価）」を加算した単価
- ※ ただし、応募状況を踏まえて対策規模を変更する場合等の最低負担金単価は、これらと異なる場合があります。
- そのため、入札があった発電設備等の容量が募集容量を下回った場合においては、電源接続案件募集プロセスを成立させるためには、最低入札負担金単価を上回る入札が必要となります（〔ケース1〕及び〔ケース2〕参照）。
- そこで、接続検討の回答時において、最低入札負担金単価と併せて、応募受付件数と応募容量をお知らせいたしますので、入札される発電設備等の容量が募集容量を下回る可能性も考慮の上、入札額をご検討ください。



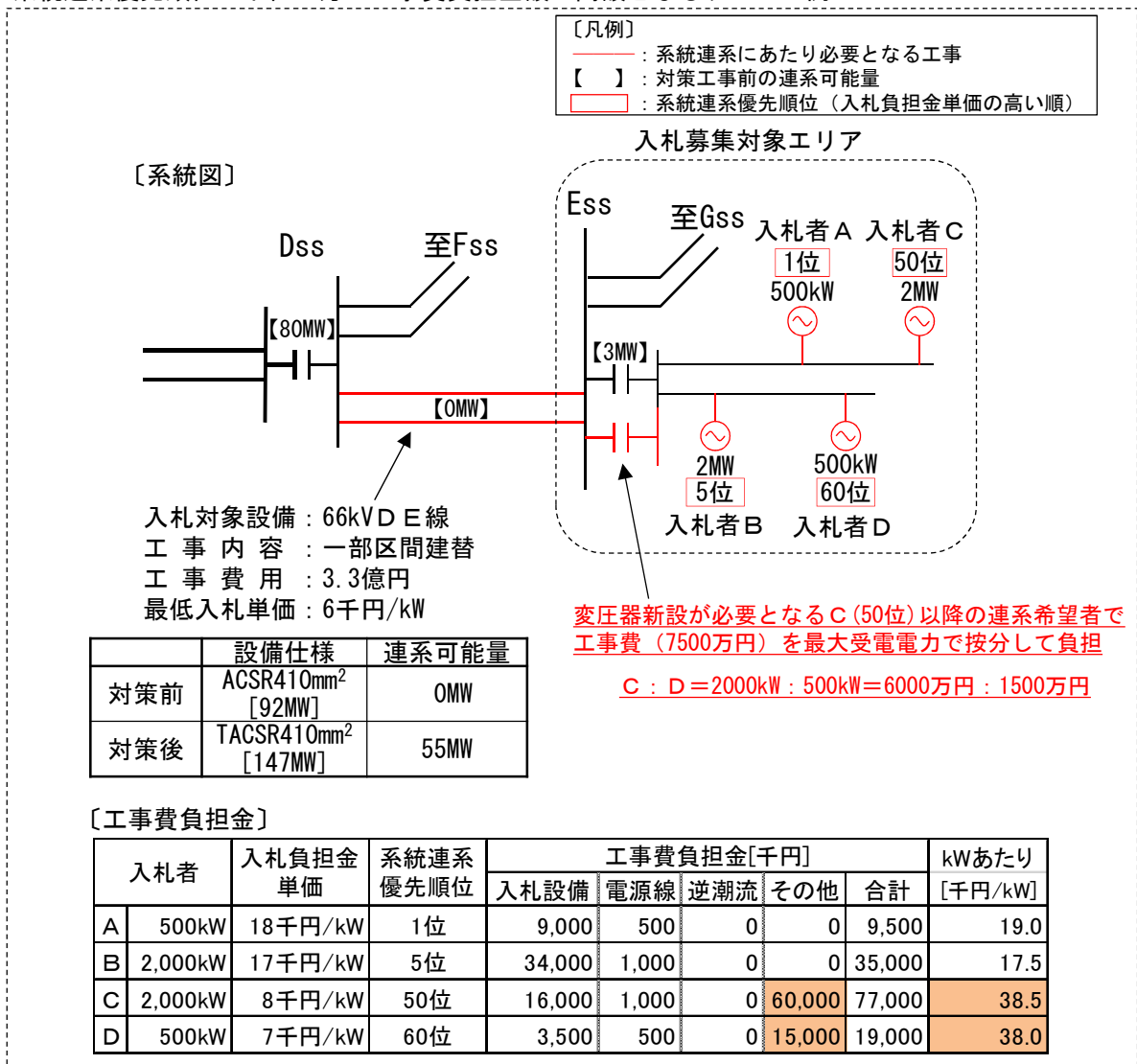
（参考）募集容量以上の入札があった場合は、募集容量の範囲内で、入札金額が高い順に連系できます。〔ケース3〕



2. 優先系統連系希望者の決定（補足）

- 入札負担金単価が高い順に、募集エリア内の系統連系優先順位を決定します。
- 系統連系優先順位にしたがって、募集容量の範囲内における入札者を優先系統連系希望者に決定いたします。
- 入札者の応募容量が、残容量（「募集容量」－「上位の優先系統連系希望者の応募容量の合計値」）を超過する場合には、当該入札者は、優先系統連系希望者とはいたしません（応募容量の変更は認めません。）。この場合、当該入札者よりも上位の系統連系順位の入札者のみを優先系統連系希望者といたします。
- 入札対象設備以外の送電系統においても、系統連系優先順位にしたがって、連系等を行います。したがって、入札対象設備以外の送電系統の状況によっては、系統連系優先順位が下位の入札者の方が工事費負担金額が高額となる場合がありますので、ご留意下さい。

系統連系優先順位の低位の方が工事費負担金額が高額となるケースの例



別紙6 入札において新旧費用負担ルール適用者が混在する場合の 系統連系優先順位決定方法等について

- 費用負担ガイドラインは、同ガイドラインの公表日以後に接続契約の申込みを行う案件に適用されます。
- 旧費用負担ルール適用者と新費用負担ルール適用者の入札があった場合、双方の費用負担ルールが異なるため、入札額（特定負担）を単純比較して、旧費用負担ルール適用者（非FIT電源の場合：全額一般負担、FIT電源の場合：全額特定負担）と新費用負担ルール適用者（一般負担＋特定負担）の系統連系優先順位を決定することは適当でないことから、新旧の費用負担ルール適用者が混在する場合の系統連系優先順位決定方法等については、次のとおりとします。

1. 系統連系優先順位の決定方法

- ・ 旧費用負担ルール適用者の入札負担金単価を補正のうえ、入札負担金単価が高い順に系統連系優先順位を決定

$$\text{旧費用負担ルール適用者の補正後単価} = \text{入札負担金単価} - \text{新費用負担ルールにおける一般負担単価}^*$$

$$\begin{aligned} \text{※ 新費用負担ルールにおける一般負担単価 [円/kW]} \\ = \text{新費用負担ルールにおける一般負担額 [円]} / \text{募集容量 [kW]} \end{aligned}$$

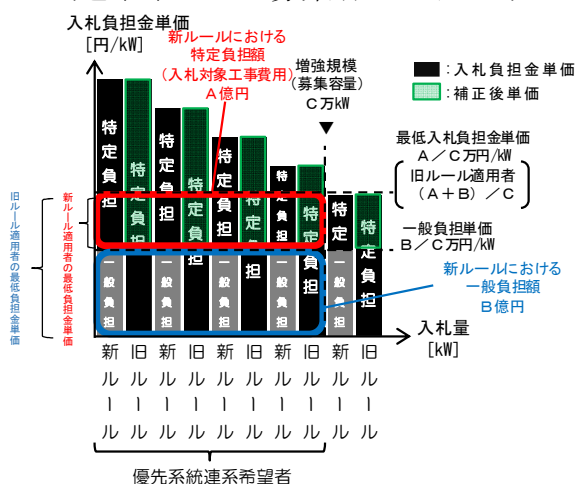
2. 電源接続案件募集プロセスの成立条件

- ・ 電源接続案件募集プロセスの成立条件は以下を満たす場合

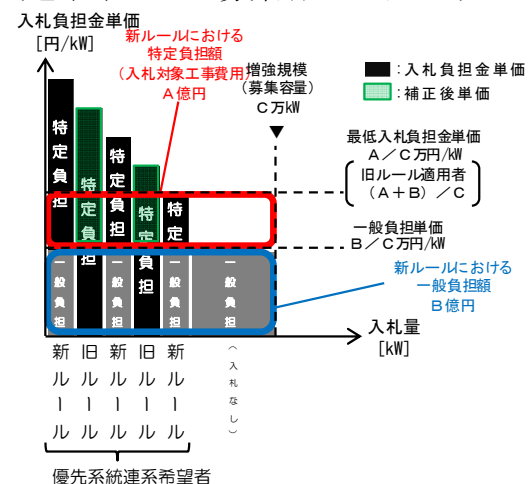
$$\text{①} + \text{②} + \text{③} \geq \text{④}$$

- ①：優先系統連系希望者のうち新費用負担ルール適用者の「入札負担金単価×最大受電電力」の合計
- ②：優先系統連系希望者のうち旧費用負担ルール適用者の「補正後単価×最大受電電力」の合計
- ③：没収された入札保証金の合計
- ④：新費用負担ルールにおける特定負担額

〔連系希望量＞募集容量のイメージ〕



〔連系希望量＜募集容量のイメージ〕



別紙7

旧費用負担ルール適用者と新費用負担ルール混在時における入札対象工事以外の工事費負担金の算定方法(補足)

○入札対象工事以外で共用設備の増強が必要な場合に、旧費用負担ルール適用者と新費用負担ルール適用者が混在した場合の費用負担の算定方法は以下の通り。

旧費用負担ルールと新費用負担ルール適用される系統連系希望者が混在した場合となるケースの例

[凡例]

- : 系統連系にあたり必要となる工事
- : 対策工事前の連系可能量
- : 系統連系優先順位 (入札負担金単価の高い順)
- 適用 : 新費用負担ルールを適用する系統連系希望者

[系統図]

入札募集対象エリア

Y 変電所

適用 A

1位

500kW

適用 C

50位

2,000kW

5位

2,000kW

B

60位

500kW

D

空き容量 3,000kW

変圧器新設が必要となるC(50位)以降の連系希望者で工事費(7500万円)を最大受電電力で按分して負担

◎ A～Dが連系に必要な対策工事 変圧器増容量工事費用 (10MW→15MW) 7,500万円

◎新費用負担ルールによる工事費負担金※ = 5,000万円

※費用負担ガイドラインにおける設備更新による受益分の考慮して算出

- 耐用年数を超えない段階で更新となった場合
- ・同容量取替(10MW)の場合における工事費用 : 5,000万円
- ・法定耐用年数 (変電設備) : 22年
- ・使用年数 : 11年

→ [一般負担分] 同容量取替工事費 × 使用年数 / 耐用年数 = 5,000 × 11 / 22 = 2,500万円

→ [特定負担分] 対策工事費用 - 一般負担分 = 7,500 - 2,500 = 5,000万円

◎系統連系優先順位の高いA、Bは空き容量(3,000kW)内となるため費用負担なしで連系空き容量を超過する、CDの費用負担の按分方法は以下の通り

[新費用負担ルール適用者の工事費負担金単価]

新費用負担ルールによる工事費負担金 5,000(万円) ÷ 対策が必要な系統連系希望者の設備容量(kW) = 5,000(万円) ÷ (2,000(kW) [C] + 500(kW) [D]) = 2.0(万円/kW)

[旧費用負担ルール適用者の工事費負担金単価]

新費用負担ルールによる工事費負担金 5,000(万円) ÷ 対策が必要な系統連系希望者の設備容量(kW) + 新費用負担ルールによる一般負担分 2,500(万円) ÷ 増強対策による設備の連系可能量(kW) = 5,000(万円) ÷ (2,000(kW) [C] + 500(kW) [D]) + 2,500(万円) ÷ 5,000(kW) = 2.0(万円/kW) + 0.5(万円/kW) = 2.5(万円/kW)

系統連系希望者	最大受電電力	負担金単価	工事費負担金 (入札対象工事以外の共有部分)
A	500kW	—	0円
B	2,000kW	—	0円
C	2,000kW	2.0万円/kW	4,000万円
D	500kW	2.5万円/kW	1,100万円

平成 年 月 日

応募申込書

東京電力株式会社 御中

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名

印

当社は、貴社が主宰する「栃木県北部・中部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、平成27年12月25日付募集要領を承認のうえ、下記のとおり応募します。

記

1. 発 電 場 所	
2. 受 電 地 点	
3. 最大受電電力	
4. 受給開始希望日または 接続供給開始希望日	
5. 連絡先 担当者名 住所 電話 FAX E-mail (上記が記載されている名刺の 貼付でも可)	

〔費用負担ガイドライン公表前（平成27年11月5日以前）に契約申込み等をされた応募者（※1）〕

6. 旧費用負担ルールにおける 工事費負担金算定の希望 (希望される方は□に✓印を 記入してください)	<input type="checkbox"/> 新費用負担ルールに加えて旧費用負担ルールにおける工事費負担金 算定を希望
--	--

(※1)当該項目は、費用負担ガイドライン公表前に契約申込み（同時申込みおよび平成24、25年度におけるFIT法に係る告示に規定する接続申込みを含む）をされた系統連系希望者のみ対象となります。

平成 年 月 日

入札書

東京電力株式会社 御中

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名

印

当社は、貴社が主宰する「栃木県北部・中部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関する当社の下記応募について、平成27年12月25日付募集要領を承認のうえ、下記のとおり入札します。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 入札負担金単価	1キロワットあたり 円 (最低入札単価：●●●円/kW)
3. 入札保証金額	円 (入札負担金単価 円/kW×最大受電電力 kW×5%+消費税等相当額)
4. 連絡先 担当者名 住所 電話 FAX E-mail	

[費用負担ガイドライン公表前(平成27年11月5日以前)に契約申込み等をされた応募者(※1)]

5. 契約申込み等の維持の希望 (希望される方は□に✓印を記入してください)	<input type="checkbox"/> 申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を希望 (※2)
---	---

(※1) 当該項目は、費用負担ガイドライン公表前に契約申込み(同時申込みおよび平成24、25年度におけるFIT法に係る告示に規定する接続申込みを含む)をされた系統連系希望者のみ対象となります。

(※2) 既に提出している契約申込み等の維持及び旧費用負担ルールの適用を希望されない場合は、既に提出いただいている契約申込み(同時申込み及びFIT法に係る告示に規定する接続申込みを含む)は取り下げたものとみなし、新費用負担ルールが適用されます。

平成 年 月 日

入札申込書

東京電力株式会社 御中

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名

印

当社は、貴社が主宰する「栃木県北部・中部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関する当社の下記応募について、平成27年12月25日付募集要領を承認のうえ、同封する入札書のとおり入札を申し込みます。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 入札負担金単価	同封「入札書」のとおり
3. 入札保証金額	同封「入札書」のとおり
4. 入札保証金返金時の口座	
銀行名	
支店名	
預金科目	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人の氏名	
5. 連絡先 担当者名 住所 電話 FAX E-mail	

平成 年 月 日

共同負担意思確認書

東京電力株式会社 御中

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名

印

当社は、貴社が主宰する「栃木県北部・中部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、平成●年●月●日付再接続検討の回答書記載の工事費負担金を共同負担する意思があることを表明いたします。

1. 応募申込時の受付番号	
2. 連絡先 担当者名 住所 電話 FAX E-mail	

平成 年 月 日

共同負担意思確認書

東京電力株式会社 御中

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名

印

当社は、貴社が主宰する「栃木県北部・中部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、以下の理由により、平成●年●月●日付再接続検討の回答書記載の工事費負担金を共同負担のうえで、連系等を行うことを希望いたしません。

なお、当社は、電源接続案件募集プロセスにおいて当社が行ったすべて行為（接続検討の申込み、契約申込み（FIT法に係る告示に規定する接続申込み、同時申込みを含む）、応募、入札等）が無効となることを承認し、当社が支払った入札保証金が没収されることに異議を述べません（ただし、連系等を希望しない理由が、再接続検討の回答における工事費負担金が接続検討の回答における提示額を超過することである場合、及び天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力である場合は除きます）。

【工事費負担金を負担しない理由】

1. 応募申込時の受付番号

2. 連絡先 担当者名
住所
電話
FAX
E-mail

平成 年 月 日

辞 退 書

東京電力株式会社 御中

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名

印

当社は、都合により、貴社が主宰する「栃木県北部・中部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」を辞退いたします。

なお、当社は、上記電源接続案件募集プロセスに関するすべて行為（接続検討の申込み、契約申込み（FIT法に係る告示に規定する接続申込み、同時申込みを含む）、応募、入札等）が無効となることを承認し、当社が支払った入札保証金を没収されることに異議を述べません（ただし、天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力によって電源接続案件募集プロセスを辞退せざるを得なくなった場合は除きます）。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 連絡先 担当者名 住所 電話 FAX E-mail	